

技 管 1 第 5 - 4 号
平成 1 3 年 5 月 2 日

土 木 部 各 課 (室) 長
各 地 域 振 興 局 建 設 部 長
土 木 部 各 出 先 機 関 の 長 殿

土 木 部 長

下請負の適正な指導について（通知）

公共建設工事における適正な下請負施工に対する扱いについては、建設業法の規定から既に平成 7 年 7 月 11 日付け指検第 7-19 号で通知済みであります。このたび「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律 127 号)が制定され、同法に基づき下請負施工に係る施工体制台帳の作成等が改正されます。

平成 13 年 4 月 1 日からの施行にあたり下記により適正に扱うよう通知します。

したがって、平成 7 年 7 月 11 日付け指検第 7-19 号の「下請負の適正な指導について（通知）」は廃止します。

記

1. 下請負契約に係る建設業法の理解

- (1) 元請負人が一般建設業者である場合、1 件の下請負契約あるいは下請負契約が複数である場合その総額が 3,000 万円未満（建築工事の場合 4,500 万円未満）までは下請負契約締結が可能。
- (2) 元請負人が特定建設業者である場合、1 件の下請負契約あるいは下請負契約が複数である場合その総額が 3,000 万円以上（建築工事の場合 4,500 万円以上）を超えて下請負契約締結が可能。ただし、この場合元請負人の現場配置技術者は、「監理技術者資格者証」を保有している監理技術者であること。

(注)

ア . 上記 1 件の下請負契約あるいは下請負契約が複数である場合、その総額が 3,000 万円（建築工事の場合 4,500 万円）とあるのは、第 1 次下請負に付した金額をいう。

イ . 上記 (1)(2) いずれのケースの場合にあっても一括して下請負人に請け負わせてはならない。〔適正化法第 12 条（一括下請負の禁止）により、公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項（元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しない。）の例外規定は削除された。〕〔元請負人は自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工사용資材等の品質管理、下請

負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行わなくてはならない。単に現場に元請負人の技術者を置いているだけではこれに該当しないことに注意すること。]

ウ．下請負人は 500 万円未満（建築工事の場合 1,500 万円未満、又は延べ面積 150 m²未満の木造住宅工事）の下請契約であっても下請負業者は建設業許可業者が望ましい。また、この金額を超えて下請負契約を締結する場合、その下請負人は建設業許可業者でなければならない。

エ．この下請負に係る取扱いについては、（社）山梨県建設業協会へも通知済みである。

- 2．請負建設工事毎に下請負の有無の把握と、下請負がある場合「下請負届」との整合を図ること。
- 3．「下請負届」未提出の場合、提出の履行を指導すること。
- 4．「下請負届」の提出があった際は、確認事務を行うこと。
（建設業法の規定に添って下記5．及び別紙「下請負届」受理時における確認事務フロチャートの要領により確認事務を行うこと）
- 5．「下請負届」受理時における添付書類の確認（別添「下請負届」様式参照）
 - (1) 下請負契約書写し
 - (2) 下請負業者の建設業許可証写し
（ただし、1 件の下請負契約金額が土木工事の場合 500 万円以上、建築工事の場合 1,500 万円以上、又は延べ面積 150 m²以上の木造住宅工事の下請負契約の場合添付）
 - (3) 元請負業者における現場技術者の「監理技術者資格者証」写し
（ただし、「特定建設業者」が元請負業者であり、1 件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負契約額の総額が土木工事の場合 3,000 万円、建築工事の場合 4,500 万円を超える場合添付）
 - (4) 施工体制台帳及び添付書類等の写し
（ただし、「特定建設業者」が元請負業者であり、1 件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負契約額の総額が土木工事の場合 3,000 万円、建築工事の場合 4,500 万円を超える場合添付）
- 6．その他
 - (1) 施工体制に変更が生じた場合は、施工計画書（共通仕様書 1-1-5）の変更と併せ提出させてください。
 - (2) 再下請負通知書の取扱いは、下請が元請に提出するものですが参考としてその様式を添付しておきます。
 - (3) 施工体制台帳等の作成のイメージを参考としてください（別紙－1）

平成 年 月 日

契約担当者 職・氏 名 殿

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名



下 請 負 届

下記のとおり工事の一部を下請に付したので契約書 第 条
によりお届けします。

記

1 契 約 番 号

2 事 業 名

3 工 事 名

4 工 事 場 所

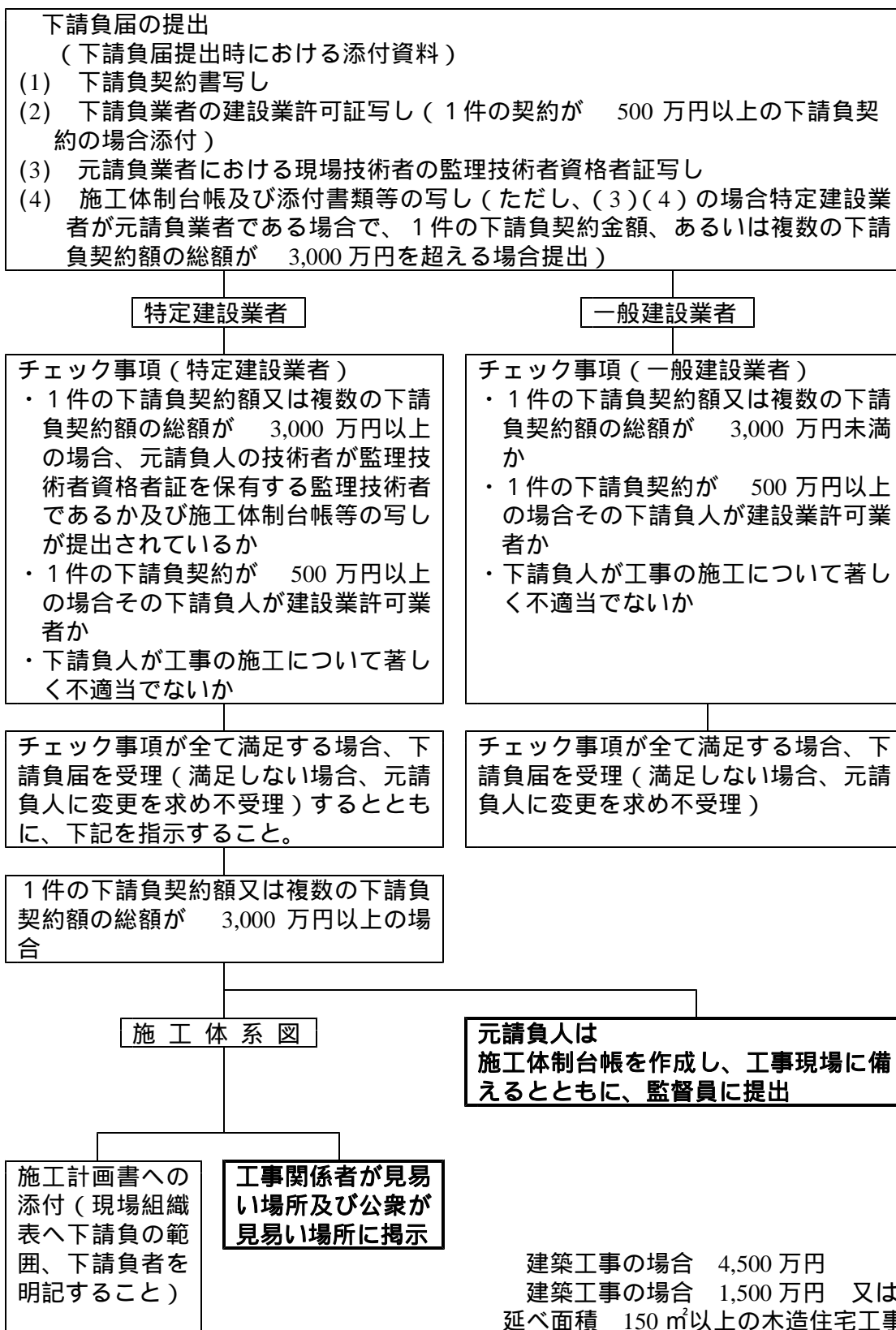
5 下請人の住所

氏名

6 下 請 の 範 囲

7 下 請 理 由

下請負届受理時における確認事務



年 月 日

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称 及 工事内容			
発注者 及 住 所	〒		
工 期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日
	至 年 月 日		

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現 場 代 理 人		権限及び意見 申出方法	
監 理 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者	
	資格内容		資格内容
	担 当 工 事 内 容		工 事 内 容

- (記入要領) 1. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。
3. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

施工体制台帳 様式例 - 2

下請負人に関する事項

会社名			代表者名		
住所 電話番号	〒		(☎ _____)		
工事名称 及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

現場代理人	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

- [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 主任技術者の配置状況について [専任・非専任のいづれかに 印を付すこと。]
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他
 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

工事業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請負	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者
副会長	

元方安全衛生管理者

書記

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

会社名	
工事内容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日

(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

施工体制台帳 様式例-4(工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
[写真添付欄]	

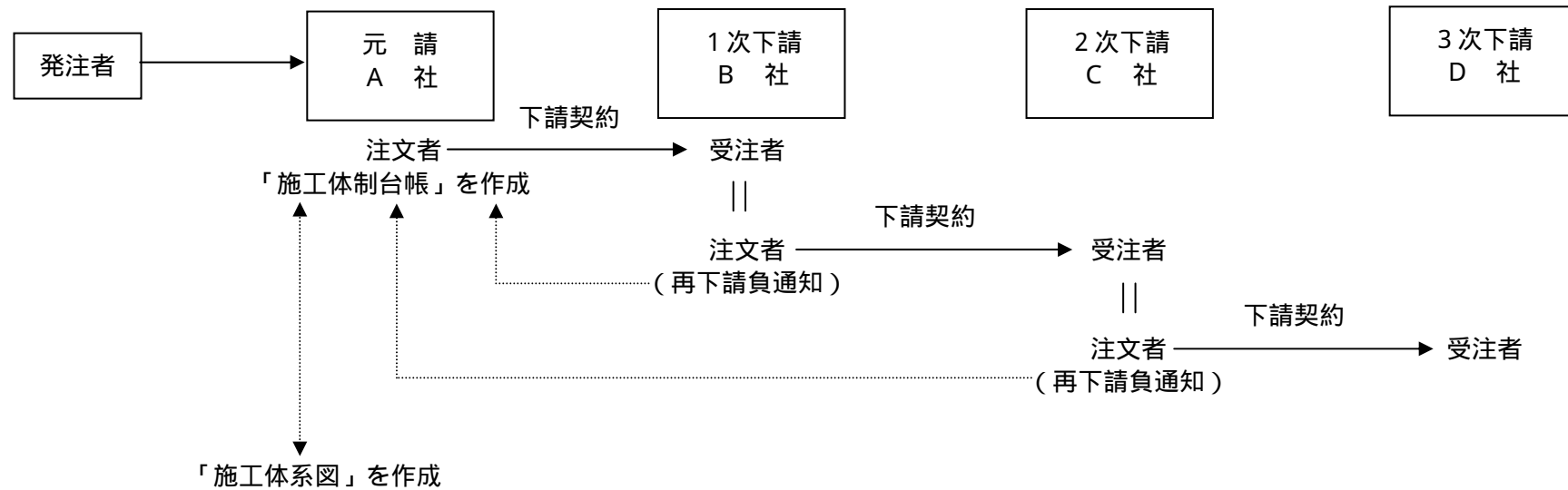
【注意事項】

添付する写真は、
 縦 3cm
 横 2.5cm
 程度の大きさとし、
 顔が判別できるものとする。

番号は、施工体系図の番号
 とする。

本様式は、2部作成し、
 1部保管し、1部提出する。
 ただし、カラーコピーもしくは
 デジタルカメラ写真を印刷し
 たものを提出してもよい。

【参考】 施工体制台帳等の作成のイメージ



- 1．元請であるA社は、施工体制台帳と施工体系図を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。
 - 2．下請であるB社及びC社は、元請であるA社に再下請負通知を行わなければならない。
- (注1) → は契約の流れ、⋯→ は施工体制台帳の作成の流れを表す。
- (注2) 実際の受注者は、通常、複数となる。

再下請負通知書

別紙 2

再下請負通知人名

(住所)

(許可番号)

1 注文者との契約について

注文者		契約日	平成	年	月	日
工事名						

2 再下請負通知人が請け負わせた建設工事 (第 2、第 3、・・・次下請負工事)

受注者	(名称)	(住所)
	(許可番号)	(施工に必要な許可業種)
工事名		
工事内容		
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	契約日 平成 年 月 日
自社の監督員	(氏名)	(権限)
受注者の現場代理人	(氏名)	(権限)
主任技術者	(氏名)	(資格) 専任・非専任
専門技術者	(氏名)	(資格) (担当工事)

注1 「注文者」とは、第 2、第 3、・・・次下請負業者に直接工事を発注した者のことをいう。

注2 「自社の監督員」とは、注文者の監督員をいう。

注3 「受注者の現場代理人」「主任技術者」「専門技術者」は、第 2、第 3、・・・次下請負業者の技術者のことであり、この 3 者を 1 者が兼ねる場合もありうる。